

(別紙) 監査法人のガバナンス・コードの適用状況

原則 指針			対応状況		説明
監査法人がすべき役割	原則	1	監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。		
	指針	1-1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	対応済み	P.2 ・当監査法人は、会計及び監査の専門家としての社会的使命を自覚し、監査を中心とする業務を通じて、地域社会の更なる発展に貢献することを経営理念としており、監査業務の品質を最優先することを経営方針としております。これらを実現し、会計監査の品質の持続的な向上を図るべく、全社員を構成員とする社員会において「監査の品質管理規程」を制定し、品質管理に関する方針及び手続を定め、業務管理体制を整備しております。 ・当監査法人では、「監査の品質管理規程」において、監査業務の品質を重視する風土を監査法人内に醸成するため、法人の品質管理に関する方針及び手続、職業的専門家としての基準及び適用される法令等を遵守して業務を実施すること等について、専門要員に対してメッセージを明確に一貫して繰り返し示すことを定めております。 ・当監査法人では、理事長から全ての専門要員に対し、監査業務の品質を重視する風土を監査法人内に醸成するためのマネジメントの考え方について、定期的にメッセージを配信しております
		1-2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	対応済み	P.2 ・経営理念（最高経営責任者メッセージ、ホームページ）
		1-3	監査法人は、法人の構成員の土気を高め、職業的懷疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	対応済み	P.6 ・当監査法人では、社員・職員の評価指針として「専門要員評価選任規程」を定めており、監査品質の向上への取組みを重要な評価要素としております。
		1-4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	対応済み	P.2 ・当監査法人は中小規模であり、社員全体の顔が見えやすい環境にある中、理事長を中心として監査法人の構成員の間での情報共有や議論が積極的になされる組織文化や風土を醸成するように努めています。 ・当監査法人では、監査チームメンバーにより行われる監査チームミーティングにおいて、意見交換を積極的に行うこととしております。 ・監査法人内部において定期的に研修会を開催し、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有を行っております。
		1-5	監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているか明らかにすべきである。	対応済み	 ・当監査法人の業務内容は監査業務を中心としており、非監査業務については、監査業務の品質を損なわない範囲で受嘱する方針としております。 ・非監査業務についてクライアントから依頼を受けた場合には、倫理規則における独立性の定めを考慮して受嘱可能と判断した場合のみ受嘱する方針としております。 ・多様な働き方や多様な経験の蓄積という観点から、当監査法人での業務遂行に支障がない範囲で、社員・職員に兼業・副業を認めています。ただし、利益相反や独立性への懸念があるため、一定の制限を設け、個別案件ごとに社員総会で承認しています。
		1-6	監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているのかを明らかにすべきである。	該当無し	P.8 ・当監査法人はグローバルネットワークには加盟しておらず、他の法人等との包括的な業務提携等の関係にはありませんが、必要に応じて海外の他の監査人等の業務の利用を行うことを想定しております。
	原則	2	監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。		
	指針	2-1	監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機能を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機能を設けないとした場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。	対応済み	P.5 ・当監査法人では、実効的な経営機能として社員全員により構成される社員会を設置し、定期的に開催して組織運営、監査品質やその他の案件について議論し、経営に係る意思決定を行っております。

原則 指針			対応状況		説明
組織体制	2-2	監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。			
		監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与	対応済み	P.5	
		監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備	対応済み	P.3	・社員会を定期的に開催し、監査業務管理、審査、人材開発、情報システム、その他品質管理活動に関する協議、決定、進捗管理等を行っております。また、全職員による会議を開催することにより、社員のみならず、非常勤職員含めて監査品質を重視した運営を行っており、職務について監査を実施するメンバーに伝達しております。
		法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備	対応済み	P.5	
		監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・整備	対応済み	P.6	
	2-3	監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけではなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。	対応済み	P.6	・当監査法人では、社員・職員の評価指針として「専門要員評価選任規程」を定めており、監査品質の向上への取組みを重要な評価要素としております。
組織体制	原則 3	監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。			
	3-1	監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けないとした場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	対応済み	P.5	・当監査法人では、実効的な経営機関として社員全員により構成される社員会を設置し、定期的に開催して組織運営、監査品質やその他の案件について議論し、経営に係る意思決定を行っております。 ・中小規模である当監査法人においては監督・評価機関は設けておりませんが、独立性を有する第三者より、経営機能の実効性向上に資する助言や品質管理システムに関する助言を得る体制としております。
	3-2	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。	対応済み	P.5	・当監査法人との関係を有しない独立した外部委員1名を選任し、監督・評価等を実施しております。期待する役割については、指針3-3のとおりです。
	3-3	監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意つつ、その役割を明らかにすべきである。	対応済み	P.5	
		経営機能の実効性向上に資する助言・提言			
		組織的な運営の実効性に関する評価への関与			・外部委員に下記事項を委嘱し、監査品質を高めることを目的とした、監督・評価を行っております。
		経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与			1.品質管理レビュー及び検査等での指摘を受けている事項に対する改善状況の監視・助言
		法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与			2.監査法人の運営に関して、監査品質を向上させるために適切な態勢となっているかの監視・助言
		内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与			3.定期的な検証・日常的監視等を含む監査法人の品質管理システムが有効に機能しているかの監視・助言
		被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与			4.その他監査品質を高めるための取組状況及び監査法人としてガバナンス・コードに記載の事項に対する監視・助言

原則 指針			対応状況		説明
業務運営	3-4	監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	対応済み	P.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>当監査法人は独立性を有する第三者に対して適時かつ適切に必要な情報を提供すること、また、独立性を有する第三者は当監査法人が求める役割を果たすことについて、双方が合意しております。</li> </ul>
	原則 4	監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間ににおいて会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。			
	4-1	監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	対応済み	P.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>当監査法人の社員は監査現場に常時往査しており、必要な情報等を適時に入手するとともに、必要に応じて社員会において報告・検討を行うことにより共有を図っております。</li> <li>社員会の経営方針や経営理念について、社員による監査チームのメンバーに対する適切な指示及び監督、監査法人内での定期的な研修を実施するほか、必要に応じて、職員との対話を目的とした集会を開催し、職員との意見交換や議論を行っております。</li> </ul>
	4-2	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	対応済み	P.6	<ul style="list-style-type: none"> <li>当監査法人では、社員・職員の評価指針として「専門要員評価選任規程」を定めており、監査品質の向上への取組みを重要な評価要素としております。</li> </ul>
	4-3	監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。	対応済み		
		法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること	対応済み	P.4	<ul style="list-style-type: none"> <li>当監査法人では往査計画表を作成し、各監査チームにおける構成員の配置を検討し、社員会においてこれを検討・承認しております。</li> </ul>
		法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること	対応済み	P.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>当監査法人では、社員による監査チームのメンバーに対する適切な指示及び監督、監査法人内での定期的な研修を実施し、当監査法人の構成員が十分に能力開発に取り組むことができる環境が構築されていると考えております。</li> </ul>
		法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること	対応済み	P.6	<ul style="list-style-type: none"> <li>指針1-5に記載のとおり、非監査業務については、監査業務の品質を損なわない範囲で受嘱する方針ですが、非監査業務の経験から得られる幅広い知見を活用するべく、時間及び人的資源など、当監査法人が業務を実施するための適性及び能力を有している場合には受嘱することとしております。</li> <li>当監査法人では、指針1-3や指針2-3に記載したように定期的に人事評価を行っております。</li> <li>当監査法人では受講すべき研修を予め指定するとともに、研修担当社員が各専門要員のCPDの受講状況をモニタリングすることで、専門要員が十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備しております。</li> </ul>
		法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること	対応済み	P.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>当監査法人では受講すべき研修を予め指定するとともに、研修担当社員が各専門要員のCPDの受講状況をモニタリングすることで、専門要員が十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備しております。</li> </ul>
	4-4	監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	対応済み	P.3	<ul style="list-style-type: none"> <li>監査計画におけるリスク評価のため、定期的にクライアントの経営陣幹部とのコミュニケーションを行うとともに、監査計画の説明及び監査結果の報告等、年間を通じてクライアントの経営陣幹部及び監査役等とのコミュニケーションを行い、監査上のリスク等について意見交換をしております。</li> </ul>
	4-5	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。	対応済み	P.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>「監査の品質管理規程」において、当監査法人内外からもたらされる情報に対処するための方針及び手続を定めており、通報者が不当な取扱いを受けることないよう留意しつつ、伝えられた情報を適切に活用しております。</li> <li>具体的には、当監査法人のウェブサイトにおいて監査ホットライン窓口を設置しており、内部及び外部からの通報に対して伝えられた情報を適切に活用する体制を定めております。</li> </ul>
原則	5	監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。			
	5-1	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。	対応済み		<ul style="list-style-type: none"> <li>「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」において、公表しております。また、品質管理システム概要書並びに業務及び財産の状況に関する説明書類について、日本公認会計士協会のホームページにおいて公表しております。</li> </ul>

原則 指針			対応状況		説明
透明性の確保	5-2	監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。			
		会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢	対応済み	P.2	
		法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針	対応済み	P.2	
		監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標（AQI：Audit Quality Indicator）又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報	対応済み		<ul style="list-style-type: none"> <li>当監査法人では、定期的にトップ自らがメール等によりメッセージ配信を行い、トップの姿勢を示しております。</li> </ul>
		監査法人における品質管理システムの状況	対応済み	P.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>当監査法人では、「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」において当監査法人における品質管理システムの状況、独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方経営機関等の構成や役割を開示することとしております。</li> </ul>
		経営機関等の構成や役割	対応済み	P.4	<ul style="list-style-type: none"> <li>非監査業務については、クライアントから依頼を受けた場合には倫理規則における独立性の定めを考慮し、受嘱可能と判断した場合のみ受嘱する方針としております。</li> </ul>
		監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方	対応済み	P.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>当監査法人では、2024年より電子監査調査システムの導入を行った他、「情報セキュリティインシデント対応手順」を定め、サイバーセキュリティ対策等を行っております。</li> <li>当監査法人では、受講すべき研修を予め指定しとともに、研修担当社員が各専門要員のCPDの受講状況をモニタリングすることで、専門要員が十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備しております。</li> </ul>
		法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応	対応済み		<ul style="list-style-type: none"> <li>当監査法人では、「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」において財務基盤を開示しております。報酬依存度についても倫理規則の定めに抵触するようなクライアントはありません。</li> <li>当監査法人では、受講すべき研修を予め指定しとともに、研修担当社員が各専門要員のCPDの受講状況をモニタリングすることで、専門要員が十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備しております。</li> </ul>
		監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化に向けた対応状況（積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。）	対応済み	P.6	<ul style="list-style-type: none"> <li>当監査法人では、「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」において海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況については、指針5-3をご参照ください。</li> <li>当監査法人では監督・評価機関を設置しておりませんが、独立性を有する第三者の助言も参考にしながら、監査品質委員長が中心となり、監査品質の向上に向けた取組の実効性の評価を行っております。</li> </ul>
		規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針	対応済み	P.5	
		特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況	対応済み	P.7	
		海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況	対応済み	P.7	
		監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価	対応済み	P.5	
	5-3	グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。	該当無し	P.8	
		グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況			<ul style="list-style-type: none"> <li>当監査法人はグローバルネットワークには加盟しておりません。</li> </ul>
		グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的（会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。）			<ul style="list-style-type: none"> <li>当監査法人は、監査リスク等を考慮し、海外子会社等に自ら往査することとともに、リモートにて監査証拠を入手することにより十分かつ適切な監査証拠を入手します。</li> </ul>
		会計監査の品質の確保やその持続的向上に關し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価			<ul style="list-style-type: none"> <li>当監査法人は他の法人等との包括的な業務提携等の関係にはありませんが、必要に応じて海外の他の監査人等の業務の利用を行うことを想定しております。なおこの場合は、海外子会社等の監査人の独立性及び能力を評価し、メール及びオンラインでの面談により、海外子会社等の監査人と十分なコミュニケーションを図ります。</li> </ul>
		会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要			
	5-4	監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	対応済み	P.3 P.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>当監査法人では、主要なクライアントの経営者や監査役等とのコミュニケーションに際して意見交換を行い、得られた意見を集約することにより、監査業務における監査品質の更なる向上に努めてまいります。</li> <li>クライアントの経営者や監査役等とのコミュニケーション結果のうち重要な事項については独立性を有する第三者と協議を行い、監査品質の向上に必要な施策について検討します。</li> </ul>
	5-5	監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	対応済み	P.3	<ul style="list-style-type: none"> <li>当監査法人は、品質管理のシステムに関する方針及び手続が適切かつ十分であるとともに、有効に運用されていることを合理的に確保するために、品質管理のシステムの監視を行っております。品質管理のシステムの監視には日常的な監視及び監査業務の定期的な検証が含まれております。その結果を品質管理担当社員が社員会に報告し、社員会においてその評価を行っております。</li> </ul>

原則 指針		対応状況		説明
5-6	監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	対応済み		・当監査法人は「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」を作成して当監査法人のホームページで公開すること等により、品質管理の状況について情報開示をするとともに、組織的な運営の改善に向け活用してまいります。